



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）11月18日

特定個人情報保護評価書（素案）①に関するパブリックコメント（意見募集）について

熊本市では、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）」について広く市民の意見を聴取し、保護評価書に反映させるため、「熊本市パブリックコメント実施要綱」に基づき下記のとおり実施します。

- | | |
|-------------|--|
| 1 対象事務 | 個人住民税事務 |
| 2 募集期間 | 令和7年（2025年）11月19日（水）～12月15日（月） |
| 3 公表方法 | 熊本市ホームページ掲載
市政だよりでの案内
市民税課窓口での資料縦覧 |
| 4 公表する内容 | 特定個人情報保護評価書（素案）① |
| 5 意見の募集方法 | 電子メール、郵送、ファクス、LoGo フォーム |
| 6 意見に対する回答等 | 意見を踏まえた保護評価書の再検討を行ったうえで、熊本市ホームページ掲載や、市民税課での縦覧により、意見のまとめごとに本市の考え方を公開する。 |

【お問い合わせ先】

財政局 税務部 市民税課

課 長：荒木 巖（あらき いわお）

担 当：本山 真太郎（もとやま しんたろう）

電 話：096-328-2183

特定個人情報保護評価の概要（個人住民税に関する事務）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

平成 25 年 5 月 31 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が公布され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることとなりました。

社会保障・税番号制度は、12 桁の「個人番号（マイナンバー）」を利用することで、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的としています。

番号法では、本人の同意が無くても、番号法に規定されている特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供・移転ができるとされております。その際、特定個人情報の不正な取扱いや不正な名寄せ・情報集約を未然に防止するため、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報データベース等）を保有しようとするときは、事前に国の特定個人情報保護委員会が定める方法により「特定個人情報保護評価」を行うこととされております。

特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態に発生するリスク分析とその対応措置を確認し、特定個人情報保護評価書において自ら個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

この特定個人情報保護評価は事務ごとに行いますが、今回の個人住民税に関する事務のように、一定規模以上のものについては、特定個人情報保護評価書（素案）についてパブリックコメントを行い、広く市民の皆様のご意見を求めなければならないとされています。

今回の修正について

令和 8 年 1 月から市県民税申告がマイナポータルを通じオンラインで出来るようになることから、この運用に関して、対象者以外の個人の情報の入手を防止するための措置の内容や、リスクに対する措置の内容等の特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策が適正であるか等について、本事業の実施に際して市民の皆様のご意見を広く募集するものです。

個人住民税に関する事務について

個人住民税の賦課・徴収事務とは、地方税法等の法律に従い、本人及び代理人、特別徴収義務者等から提出された課税資料（住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等

支払報告書等）に基づき、個人住民税額の賦課決定、徴収、証明書等の発行を行う業務です。

提出される課税資料に個人番号が記載されることから、個人住民税システムにおいて特定個人情報保有することとなるため、個人住民税の賦課・徴収事務について、事前に特定個人情報保護評価を行うものです。

個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価のスケジュールについて

時期	内容
R7.11月～R7.12月	パブリックコメントの実施
R7.12月下旬	・第三者点検（熊本市情報公開・個人情報保護審議会内の特定個人情報保護評価専門部会）の実施 ・特定個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書の提出 ・熊本市のホームページ上で公開

特定個人情報保護評価書の基本構成について

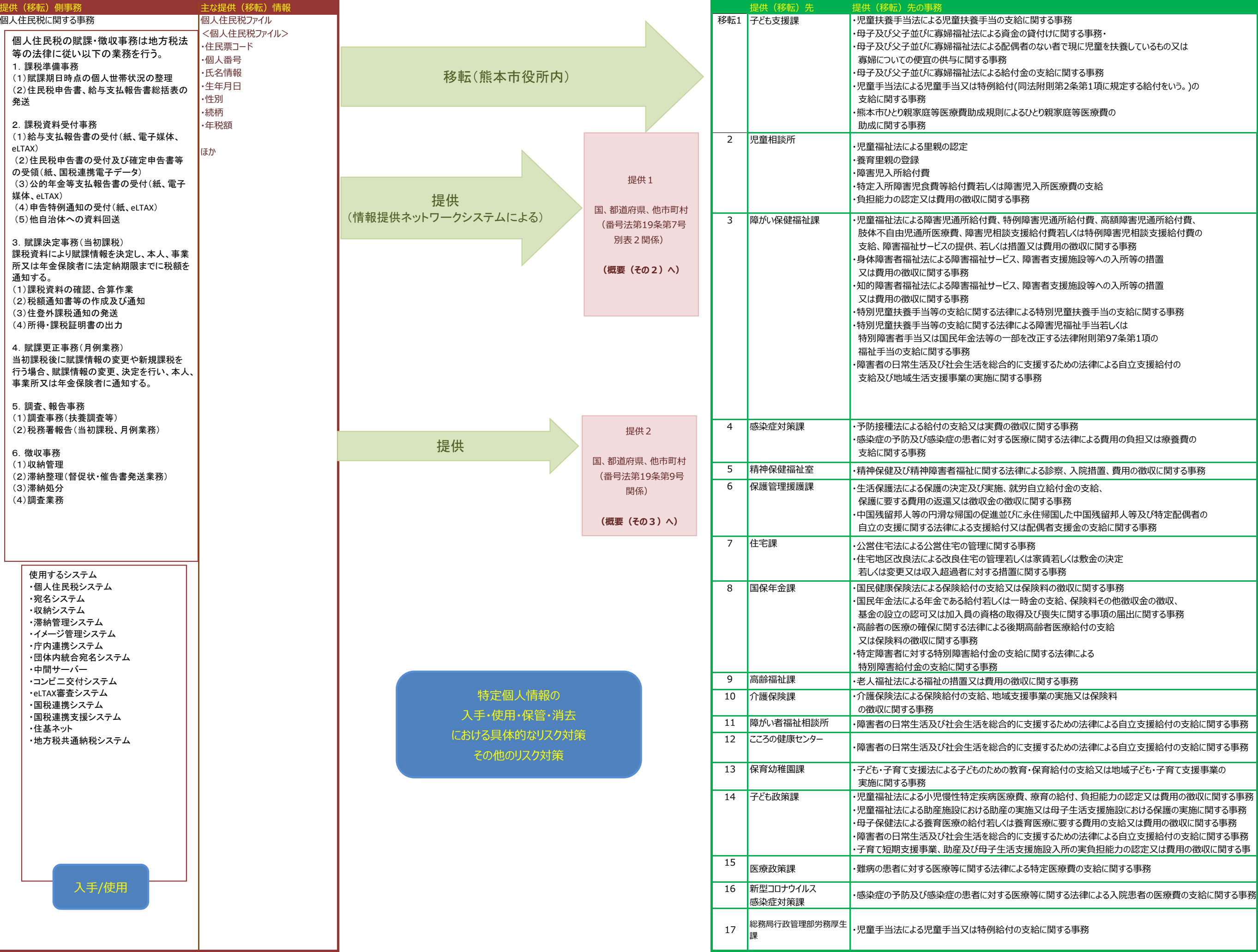
項 目	内 容
I 基本情報	・事務の内容 ・使用するシステムの名称・機能等 ・特定個人情報ファイル名
II 特定個人情報ファイルの概要	・特定個人情報ファイルの内容 ・特定個人情報の入手・使用方法 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・特定個人情報の提供・移転 ・特定個人情報の保管・消去
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	・特定個人情報入手・使用時のリスク対策 ・特定個人情報ファイルの取扱いの委託時のリスク対策 ・特定個人情報の提供・移転時のリスク対策 ・情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク対策 ・特定個人情報の保管・消去時のリスク対策
IV その他のリスク対策	・監査 ・従業者に対する教育・啓発
V 開示請求、問合せ	・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先

〈評価の流れ〉

個人番号を扱うこととなる A の事務が、具体的には X 氏という個人番号を含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）をシステム等で保有することとなる。（Ⅰ）

そこでまず、その特定個人情報ファイルがどのように入手・使用・提供・移転・保管・消去されているかを確認する（Ⅱ）とともに、それぞれの場面においてどのようなリスク対策が採られているか（Ⅲ）、その他に、監査や従業員に対する教育・啓発等のリスク対策が採られているか（Ⅳ）を検証し、さらに、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いにおける責任の所在を明確にする（Ⅴ）ことによって、当該事務における個人のプライバシー等の権利利益の保護を宣言するものです。

熊本市個人住民税に関する事務における特定個人情報の提供・移転の概要（その１）



熊本市個人住民税に関する事務における特定個人情報の提供・移転の概要（その２）

提供

提供１ 熊本市⇒国・都道府県・他市町村への提供

番号	提供先	提供先の事務
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四十条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特別業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

52	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

熊本市個人住民税に関する事務における特定個人情報の提供・移転の概要（その3）

提供

提供2 熊本市⇒国税庁、市町村、都道府県への提供

番号	提供先	提供先の事務（提供理由）
1	国税庁長官	国税の適切な徴収
2	他市町村長	個人住民税の賦課徴収を適切に行うため
3	都道府県知事	都道府県知事が個人住民税の賦課徴収を適切に行うため